

地域づくり推進基本方針 2024 改定版（素案）について

1 報告趣旨

これまで「八王子市地域づくり推進基本方針」に基づき進めてきた取組と、令和5年度（2023年度）からスタートした「八王子未来デザイン2040」を踏まえ、これからの地域づくり推進事業に必要な基本的な考え方を示すとともに、モデル試行から見えてきた課題に対応するため、その進め方を見直す「八王子市地域づくり推進基本方針 2024 改定版（素案）」をまとめたことから、その内容について報告する。

2 報告内容

（1）主な改定内容

ア 基本的な考え方

令和2年度（2020年度）からモデル試行として取り組んできているが、推進会議の立ち上げから運営、事業の進め方や市の関わり方などに課題が見えてきた。このことから、令和5年（2023年）8月に開催した「地域づくりフォーラム」での基調講演や、「地域づくり推進基本方針改定懇談会」での議論を踏まえ、新たな考え方を示す。

方針における基本的な考え方

地域づくりの3原則

- 第1 自発の原則：自発的な動機に基づく取組
- 第2 自前の原則：自前の「地域資源」を活用（内発）
- 第3 自在の原則：「地域外資源」を自在に活用（外発）

「地域づくりの3原則」を、地域の実情に合わせて適切に実現していきながら、“ゆるやかなつながり”を大切に、地域づくり推進事業を進めていく。

イ 「地域づくりの3原則」に基づくプラットフォーム

(ア) 目的

地域住民、町会・自治会、NPO、ボランティア、企業、大学、行政などが連携し、地域の現状や地域の困りごとなどの共有を通じて、地域の担い手がつながりあい、地域に厚みをつくっていくことを目的とする。

(イ) 設置

本方針を町会・自治会などの活動団体に説明し、地域からの発意によるプラットフォーム立ち上げにつなげていく。

(ウ) 運営

プラットフォームの運営は、原則としてプラットフォームの参加者により行われ、出入りが自由なオープンな場、“地域の担い手”がつながる場、養成される場になるよう進めていく。

(エ) 行政の役割

プラットフォームの運営について、地域が主体的に運営できるよう必要に応じて一定期間伴走する。

ウ 地域の特性に応じた対象圏域

(ア) 対象圏域の単位

プラットフォームを設置する最小単位は、原則中学校区とする。ただし、地域の特性を踏まえ住民協議会、学校運営協議会、町会・自治会連合会など既存組織の活動に応じた圏域を設定できることとする。

(イ) 地域自治区制度

圏域を設定する仕組の一つに、地域自治区（地方自治法第202条の4等）を設置し行政上の組織に位置付ける制度もあるが、本市における「地域自治」は、「地域づくり」を通じて柔軟な仕組の中で実現していくため、法律で定める制度を導入することは目指さない。

エ 学校など公共施設再編

「八王子未来デザイン2040」では、学校再編による学校規模の適正化や学校施設の老朽化対策としての教育環境の整備・充実、また、公共施設マネジメントは効果効率的な行政運営として、それぞれで施策を展開していくものと位置付けられている。

このことから、新たな方針では、地域づくりを推進していく上での地域における課題の一つとして、必要に応じ、プラットフォームで議論していくこととする。

オ 地域づくり推進会議設置済み中学校区の方角性及び新規地区への設置

(ア) 設置済み中学校区

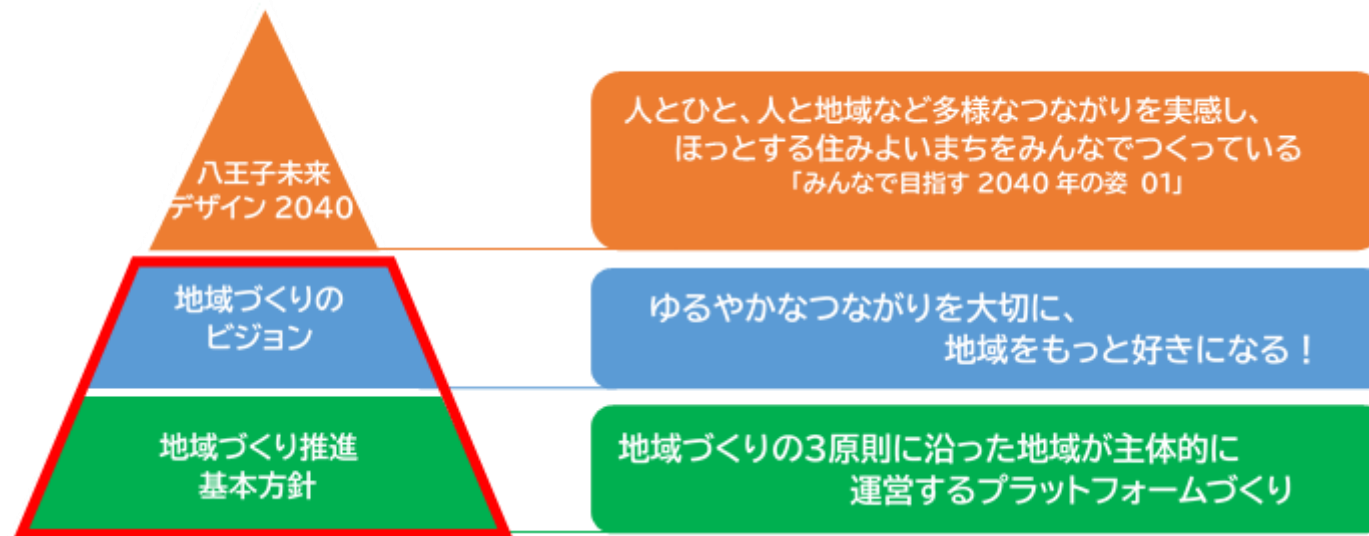
これまでに推進会議を設置している6中学校区(長房、川口、みなみ野、南大沢、恩方、加住)については、令和8年度(2026年度)末までに、これまでのつながりや活動の経験をいかしながら、本方針で示すプラットフォームへの転換を目指す。

(イ) 新規地区

「八王子未来デザイン2040」で定める重要業績評価指標(KPI)では、令和12年度(2030年度)までに全37中学校区に推進会議を設置することとしているが、新規地区の設置については、既存の6つの中学校区において、新たな方針に沿った運営や取組を進めながら検証を行い、全市展開を可能とする地域づくり推進事業を整え、設置について判断していく。

カ 「地域づくりのビジョン」の設定

「八王子未来デザイン2040」に掲げる「みんなで目指す2040年の姿」を展望し、目指す方向性や新たな方針の考え方、事業の進め方を、地域の方々にわかりやすく受け入れていただくために、「地域づくりのビジョン」を「ゆるやかなつながりを大切に、地域をもっと好きになる!」と設定する。



(2) 素案

別添「八王子市地域づくり推進基本方針 2024 改定版（素案）」のとおり

(3) パブリックコメントの実施

ア 期間 令和6年（2024 年）10 月 1 日（火）～10 月 31 日（木）

イ 周知方法 広報はちおうじ 10 月 1 日号、市ホームページ

ウ 閲覧場所 経営計画課、市政資料室、市民部各事務所、各市民センター、各図書館

エ 提出方法 郵送、FAX、電子メール、経営計画課窓口へ提出

(4) 今後のスケジュール

令和7年（2025 年）3 月 公表